

中央防災会議 防災対策実行会議（第6回） 議事録

日 時：平成26年10月20日（月）13:00～13:55

場 所：官邸2階大ホール

- それでは、ただいまから第6回「防災対策実行会議」を開会いたします。

この会議の座長代理として進行を務めさせていただきます、防災担当大臣の山谷えり子でございます。よろしくお願いいたします。

本日はあらかじめ予定していたとおり、南海トラフ地震での被害が甚大と予測されている9県の知事に御出席をいただき、発災時の具体的な計画について御議論をいただきたいと思っております。

また、御案内のとおり甚大な被害が発生しました広島における土砂災害、戦後最悪の火山災害となった御嶽山での火山噴火と大規模な災害が相次いで発生しており、緊急的にこれらに対する対応策を検討する必要があります。それぞれの課題を検証し、幅広い見地から検討を進めるべく、この防災対策実行会議のもとに2つのワーキンググループを設置したいと考えておりますので、このことについてもお諮りをさせていただきたいと思っております。ぜひ御活発な御議論をよろしくお願いいたします。

（報道関係者退室）

- それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ及び火山防災対策推進ワーキンググループの設置についてを一括して議題とします。内閣府政策統括官から御説明をいたします。

- 中身の御説明の前に、最初にお願いがございます。

大変お忙しい中お集まりいただきながらまことに恐縮でございますけれども、本日、予定によりまして、どうしても13時55分に終わらせないといけない事情がございます。ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

また、議事次第におきましては最後に官房長官から御挨拶をいただく予定になってございますが、都合によりそれもなくなっておりますので、御了承ください。

それでは、議事の説明をさせていただきます。資料2をごらんください。9月27日に発生した御嶽山の火山災害によりまして、我が国の火山防災対策に関するさまざまな課題が明らかとなったところであります。これらの課題や教訓を整理した上で、我が国の今後の火山防災対策の一層の推進を図るため、火山防災対策推進ワーキンググループを設置して具体的な対応策を検討しようとするものでございます。

論点としては、火山監視観測体制、火山防災情報の伝達、火山噴火からの適切な避難方策、火山防災教育や火山に関する知識の普及、火山専門家の知見の活用、育成などがあると思いますけれども、学識経験者や関係省庁をメンバーとして、本年度末をめどに取りまとめていく必要があると考えております。

資料1をごらんください。総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループについてでございます。ちょうど2カ月前の8月の広島土砂災害では、74名の尊い命が失われました。現在、臨時国会に土砂災害の危険区域の速やかな公表等を内容とする土砂災害防止法の改正案を提出しておりますけれども、本ワーキンググループではより幅広い観点から総合的な対策について御議論いただきたいと考えております。

具体的には防災気象情報や避難勧告等の防災情報の伝達、避難勧告等を受けた適時適切な行動の整理、森林等の管理・流木発生対策、まちづくりなど土地利用のあり方、発災後の迅速な復旧策などの論点が考えられます。学識経験者や関係省庁をメンバーとして、次期出水期までにこれを取りまとめていきたいと考えております。

これらにつきましては、検討結果を具体の施策に確実に結びつけていく必要がございますので、この実行会議のもとにワーキンググループを設置していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○ ただいまの議題につきまして御質問、御意見等ございましたら、どうぞ。

○ 今日欠席の森委員から伝言があったのですが、最近、土砂災害については市町村が避難勧告、指示を出す以上、いろいろな改善策等あるいは要望等が入ってきて非常に負担が増えている。ですから、その点の勘案もしていただきたいということなのです。

それから、御承知だと思いますが、避難勧告は一応、市町村名では出るのですが、実態は区長とか消防署長とか警察署長が出しているというものがあるのです。ですから、それは市町村に任せられていますので、ここはやはり国として1つ方針を示さないと、ばらばらな状態で運営されているということなのです。

もう一つ、火山とも関係するのですが、こういうワーキングの名前がつきますと、その方面の専門家が主導権を握ってしまうのです。ですけれども、防災というのは災害の種類に関係ないはずですから、これまでのようにプロパーを中心に置いた運営はやめていただきたい。幅広く防災・減災をどう進めればいいのかというワーキンググループにしていきたい。そして、時々防災対策実行会議で中間報告いただきたい。そうしないとワーキングの最終報告をここで紹介していただくだけでは困るわけですから、よろしく願いしたいと思っております。

○ 山谷内閣府特命担当大臣（防災） 宮崎県知事、どうぞ。

○ 河野委員 宮崎県でございます。

宮崎県は3年前、新燃岳の噴火を経験したところでありますが、あのときも国交省初め、関係省庁に大変御尽力いただく中で砂防ダムの整備、土石流のセンサーなど、いろいろな

観測体制の整備に努めていただいたところで、心から感謝を申し上げます。

新燃岳も最近ではまた山体が膨張してマグマがたまっているということで、引き続き警戒をしておるところでございます。

今、河田先生もおっしゃいました住民への周知という関係で、特に火山に関しましては火山観測体制の強化ということを引き続き専門的な見地からお願いをしたいと思っておりますし、いかに避難の呼びかけを行うか、また、情報伝達をするか、市町村長の判断。実は3年前は高原町の町長が避難の呼びかけをしたときに、早過ぎるのではないかという議論もあったところでありますが、空振りを恐れることなく市町村長が躊躇なく出せるような体制のサポート、専門的なサポートをお願いしたいと思っております。

土砂災害のほうでございますが、今、土砂災害防止法の改正案では土砂災害警戒情報の一般への周知義務は都道府県にのみなされているところでありますが、一般の住民への周知となりますと市町村も非常に役割が大きいと思っております、気象庁でありますとか市町村長の役割は非常に重要だと考えておりますので、ワーキンググループの中でそういう関係機関の役割分担について御議論いただきたいと考えております。

以上です。

○山谷内閣府特命担当大臣（防災） 橋本委員、どうぞ。

○橋本委員 昨今の自然災害を鑑みると、このようなワーキングは必要だと思うのですが、当然、政府の中で各種の今まで活動だとか、いろいろな討議が行われてきたと思うのです。抜本的な質問なのですけれども、今までの政府の仕組みの何に問題があって、このワーキンググループが必要とされるのか。その抜本的なビフォー・アフターといえますか、その部分を教えていただければありがたいです。屋上屋に屋上屋を重ねても仕方のない話だと思います。

○日原統括官 それでは、今いろいろ御意見いただいた点につきましては、検討させていただきたいと思えます。

橋本委員から御指摘がありました過去と何が違うのかということでございます。1つは火山のほうで申しますと、今まで火山に関しては比較的予知ができるという前提で物を考えておりました、例えば登山者、観光客に対する対策についても入山規制がかけられていることがきちんと周知できるかとか、間違っって入った人がどうするかというような観点でした。それから、避難についても避難のときにも住民だけでなく登山者もあわせて避難するよという状況を考えておりました、今回のように全く予測なくいきなり噴火するという状況に対する対策というものを、實際上ほとんど考慮されてこなかったという点がございまして、そういった点からもよく検討したいという趣旨でございます。

土砂につきましては、従前からいろいろなことが言われているのですけれども、土砂法という法律でもって対応をしようとしていたわけですが、それだけでは不十分なのかなと。実現困難性はあるのですが、例えば土地利用のあり方とか、森林管理のあり方ということも含めて議論すべきなのではないかというのが、今回の設置の趣旨でございます。よ

ろしくお願いいたします。

○山谷内閣府特命担当大臣（防災） 吉井委員、どうぞ。

○吉井委員 少し細かいことなのですけれども、新しい技術をうまく使っていくことも重要で、豪雨についてはXバンドレーダーとかいろいろな観測体制があって、かなり実用に近づいてきているのです。近い将来、恐らく緊急豪雨速報みたいなものができる。これの実用化を急いでいただきたいということと、こうなるとかなりピンポイントで危険性がわかってくるということもありますので、ピンポイントで情報を伝える。ピンポイントで伝えればある程度曖昧な情報であっても、本人たち注意できるということがあるので、そういう伝達手段の整理も含めて考えていただきたいと思います。

以上です。

○山谷内閣府特命担当大臣（防災） 会議の最後でも概括的に御質問、御意見を受けますので、何かございましたらその際にとということで、では、本会議のもとに総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ及び火山防災対策推進ワーキンググループを設置することといたします。

次の議題でございます。大規模地震・津波災害応急対策対処方針について及び南海トラフ地震における具体的な応急対策、活動に関する計画についてを一括で議題といたします。政策統括官から御説明をいたします。

○日原統括官 まず資料3をごらんください。災害対策は大まかに予防対策、応急対策、復旧・復興への備え、発災時の対応というふうに分かれますけれども、今回議題とする応急対策対処方針と具体計画は、発災時の対応について定めるものでございます。

2ページ、応急対策対処方針では、発災直後からの時系列に沿った活動方針、救助・救急活動、医療活動、緊急輸送のための交通の確保などの分野ごとの活動内容を定め、政府・地方公共団体の災害応急対策の指針とすることとしております。

資料4をごらんください。南海トラフ地震の具体計画は、1にございますように想定している災害規模の南海トラフ巨大地震が実際に起きた場合の国が行うべき災害応急対策を具体的に定めるものでございます。

2にございますように、具体計画をあらかじめ定めておくことにより、関係機関が被害全容の把握を待つことなく、直ちに行動を開始すること。2つ目として、被害が特に甚大な地域に人的・物的資源を重点的かつ迅速に配分すること。3つ目として、資源の絶対的不足を想定して、事前防災と自助・共助を促進することを目指すものでございます。

2ページ、具体計画に定めようとする分野は、現在のところ6つの分野を予定してございます。これら各分野ごとに定めておくべき内容について御説明いたします。

少し飛ばしていただきまして5ページ目をごらんください。救助、救急、消火活動についてでございます。全国からの応援部隊を被害が甚大な地域に重点投入できるよう、被災地域における部隊の活動規模あるいは進出手順等をあらかじめ定めることとしてございます。

6 ページ、医療活動につきましては、被災地内における医療の確保のためのDMATなどの派遣あるいは被災地外への重傷患者の広域搬送などについて定めることとしております。

7 ページ、物資調達については国が被災地からの要請を待たずに物資を供給できるよう、物資ごとの調達主体、調達手順などを定めることとしてございます。

8 ページの燃料も同様でございます。

9 ページ、10 ページ、以上のような活動のためには、早急に確保すべき道路等を定めた緊急輸送ルート、また、各種防災拠点を設定することが重要ということで、それを設定することといたしてございます。これら応急対策対処方針及び具体計画につきましては、本日、委員の皆様方あるいは9 県知事の皆様方から御意見を伺い、最終的には中央防災会議の枠組みにおいて決定することといたしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○山谷内閣府特命担当大臣（防災） では、御出席いただいております各県の方々から御発言をお願いしたいと思います。

まずこの会議の委員でもいらっしゃる宮崎県の河野知事、いかがでしょうか。

○河野委員 宮崎県でございます。

今日はこのような形で9 県知事会の意見聴取する機会を設けていただきましたこと、感謝を申し上げます。

私からは宮崎、九州ブロックの立場でお話をさせていただきます。

今、南海トラフの九州ブロック協議会、宮崎県が幹事県ということで対応しておりますが、昨日もちょうど本県と九州ブロック協議会の連携で広域的な総合防災訓練を行ったところでございます。国の出先機関も含めて135の機関、県民も含めて参加者が1万2,000人ということで大規模なものを3つの市、町を舞台に行ったところであります。

宮崎はようやく高速道路が宮崎市から延岡まで、この3月に開通をしたところでありますが、その高速の開通効果を生かそうということで県北の延岡、日向、門川というところで行ったところであります。引き続きこういう訓練を積むことにより、顔の見える関係をつくっていこうという取組を進めております。

また、宮崎県内では後方支援拠点ということで、県内12カ所を定めまして、岩手の遠野市のような形でしっかりと拠点が置けるようなことで今、訓練を行っております。

県庁の取組としては、今、県の庁舎が非常に老朽化して防災庁舎の耐震性が弱いということで、防災庁舎を新たに今、整備をしております、平成30年度に向けて国のさまざまな拠点の受け入れ態勢に備えた庁舎整備を進めておるところでございます。

九州の全体の立場でのお願いでございますが、大規模災害が発生した場合の現地対策本部は九州地方では設置場所が未定でございます。宮崎でもそういうような庁舎整備を進めておるところでございます、宮崎を中心にそういう場所の選定を急いで御検討いただければと考えてございます。

また、大規模な広域防災拠点におきましても、これは九州地方において宮崎、その他の

地域いろいろ御議論があろうかと思っておりますが、国においてそのような場所決めというものをお願いできればと思っております。

この後、お話がありますが、全般的な防災対策を進めるに当たりまして、県、市町村、関係機関の連携を深める取組は進めてまいりたいと思っておりますが、ハード、ソフト、さまざまな面での費用分担の問題もございます。そういう面で国における支援、地方債の緊急防災事業等の延長等、御配慮をお願いできればと思っております。

先ほど土砂災害のところで言うべきだったのですが、土砂災害警戒区域の指定の遅れという面でも、実は本県は全国で指定率が39位と非常に下のほうにある。これは何とかしなければいけないということで取り組んでおりますが、費用負担の問題、マンパワーの問題、いろいろ抱えておるところでございまして、そういう面でも国の支援をお願いできればと思っております。

以上であります。

○山谷内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

九州地方についての現地対策本部の設置場所ですけれども、今、調査検討をしておりますので、またその結果を踏まえながら、国及び地方の関係機関と相談しながら確保してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、9県知事会議の取りまとめ役の高知県の尾崎知事、よろしくお願ひいたします。

○尾崎知事 高知県知事の尾崎正直でございます。

今日は防災対策実行会議ということで、こういう場をお与えいただきましてありがとうございます。

今日はお手元に、高知県の取組と書きましたこういう資料をお配りさせていただいておりますので、これに従いましてお話をさせていただきたいと思っておりますが、ポイントとしては限られた時間でございますので、特にこの南海トラフ地震対策の中でも災害時の医療救護体制の整備のあり方について非常に危機感を持っておることについて、ポイントを絞ってお話をさせていただきたいと思っております。

お手元に私どもお配りさせていただいております資料の2ページ目をごらんいただきたいと思っておりますが、こちらが内閣府の皆様方にもモデルを貸していただきながら、我々として計算をして、また、公開もしております南海トラフ地震、L2タイプのものが来ましたときの被害想定でございます。現状でいきますと死者数4万2,000人、負傷者数3万6,000人、避難者数43万8,000人が高知県の中だけで発生するであろうということが、コンピュータシミュレーションによると計算をされるということでもあります。

まず津波避難の早期避難率を上げ、避難空間の整備をしていけば、死者数は何とか1万1,000人ぐらいには減らせるのではないかというシミュレーションでもあります。そういうこともありまして、今、県内沿岸各地、避難路、避難場所を1,445カ所、津波避難タワーを115基、着実に整備をして進めておりまして、あわせて避難訓練なども同時並行的に実施を

してきているという状況でございます。

そういう形で、特に津波避難対策、さらに地震火災の対策、津波火災の対策、揺れ対策、発災直後からいろいろな被災から命を守るための対策を全力で進めてきているところであります。

そして、さらに追加的に徐々に徐々に、いわゆる応急期初期の段階にまで対策を進めていこうとしているところでございます。

その中で非常に問題となりますのが、この負傷者数3万6,000人の問題であります。死者は減らせませんが、負傷者数はそう簡単には減らせません。むしろ増えるかもしれません。3万6,000人も負傷者が出たときの医療救護をどうするのかということです。多くの避難訓練、防災訓練では被災者をいわゆるトリアージして、特に重傷の方をヘリコプターで3次救急医療病院まで運ぶということはしますが、3万6,000人も人間をヘリコプターで運ぶことはできないのであります。発想を多分変えないといけない。患者を運ぶのではなくて、医療機能をいかに前方に展開していくのか。被災地において展開していくのかということが非常に大きなポイントになるのかと思います。

3ページ、高知の場合、沿岸部に幹線が集中しておるということもありまして、応急期においていろいろ道がずたずたになってしまう。多くの地域が地域ごとに孤立することが予想されます。そういうことで既存の球場などを利用して総合防災拠点を県内8カ所に整備をいたしております。最初のころは空でもっていろいろ支援物資を受け入れて、あとは人力で地域地域に運んでいくような対応をすることになるのかなと考えております。ここにそれぞれいろいろな医療機能なんかも集中していくことが必要だろうとも考えておりますが、4ページをごらんいただきたいと思います。これが一番高知県の東部地域にありますところの、実際のシミュレーションの詳細でございます。4ページ一番右上を見ていただくと、甲浦は人口1,729人の地区です。コンピュータシミュレーションによると負傷者が196人出ます。赤が20人、黄色が39人、緑が137人、これだけの負傷者が発生しますが、この地区において浸水しない医療機関というのはゼロであります。

この土地においてどうやって負傷者たちの命を救っていくのかということを考えたときに、やらなければならないことは甚大だろうと思っております。今回の応急対策活動要領づくりの中において、被災地内の医療体制の確保を最優先事項とすると書いておられて、残りの大半の患者は被災地内において医療チーム、臨時病床等を確保し、最大限の医療活動をする必要があると書いておられて、その考え方自体は大変賛成であります。全ての医療従事者について応急対策ができるように訓練をする。それぐらいのことは住民でもできるようにそれぞれみんなで訓練をしておく。そういう取組が必要だろうと思っておりますが、それでもなおって医療関係の一連の機器とかそういうものが足りない、不足することが出てこようかと思っております。医療モジュールの活用であるとか、いろいろな新しい発想でもって瞬時に、瞬間的に現地にさまざまな医療機能を展開できるような体制づくりということをししないと、次の南海トラフ地震ではみんなは避難タワーに上って何とか命は助かったが、

その後の医療救護が間に合わなくてけが人がみんな死んでしまった、そういう地震だったということになりかねないと思っております。

3万6,000人の負傷者が出るという計算でありますけれども、例えば今、高知の話をしましたが、隣の徳島では1万9,000人、和歌山でも3万9,000人の負傷者が出る。宮崎県におきましても2万4,000人の負傷者が出るという状況であります。これらにどう対処するか。これをぜひ今後の非常に大きな課題として取り上げていただきたい。それが我々の主張でございます。

○山谷内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

続きまして、和歌山県の仁坂知事、よろしくお願いいたします。

○仁坂知事 ありがとうございます。

和歌山県は東日本大震災のときに岩手県に助けに行きました。と思っていたら紀伊半島大水害でものすごい目に遭いました。その2つから幾つかの対策を随分準備してきました。資料はございませんけれども、例えばリスク別の避難場所をつくって、全部やり変えました。そして、そこへ行く避難路なんかを500ぐらいつくって、随分行けるようになりました。避難基準は内閣府もそういう基準で今やれというふうに言われていますけれども、それをいち早くつくって、数値化をして避難ができるようにするということもやってきました。

実際のときには市町村が機能停止しているようなときが多いものですから、県から例えば機動支援隊とか、あるいは瓦れきの対策隊とか、住家被害の認定隊とか、そんなものを次々と送れるような、これは常備軍化も今、既にしています。

携帯、ラジオの通信手段がどうなっても倒れないように今、その強化もほぼ完成しつつあります。その上で実践的な防災訓練をするということで、実は昨日、お国の各機関に本当に助けていただきまして、かなり大々的な訓練をやらせてもらいました。最近の訓練は従来の運動会型ではなくて、それぞれ本当に実際に起こったときにどういうことになるかという事態でやっています、国防副大臣なんかもお越しになったのですけれども、私は迎えにも行きません。申しわけないのですが、県の災害対策本部のシミュレーションで、それを全部テレビで見ながらああしろ、こうしろと言っているというような感じでありました。新聞はオスプレイばかり報じてくれるのでございますけれども、たくさんの機関がたくさんの機材を投入していただいて、例えばC-130が白浜空港に化学消防車を載せて着陸する。これは平時で言えば大変なことだと思うのです。そんなようなことをやっているのと、防災教育を一生懸命やっつけていかなければいけないということで、逃げよう、命だけは中央防災会議によれば8万人ぐらい死んでしまうということでやっているのですが、これを何としてもゼロにするということで頑張っております。

ただ、頑張り切れないところが2点ありまして、それを皆様に伝えておきたいというのが今日の趣旨であります。資料をめくっていただきますと、先ほどの資料4でいきますと10ページに緊急輸送というところがあります。どうしても救助隊とかそういうものを早く、迅速に送るとか、資材を送ることが必要になってくるのですが、和歌山県やその他、多く

のところは例えば高速道路がミッシングリンクになっていて、そのほかの道は昔つくったものですから、津波にやられそうなところを皆、通っているというのが圧倒的に多いのです。そうするとずたずたになって、先ほど尾崎知事からもお話がありましたように、助けに行けなくて死んでしまったというのが出る可能性が大変強いところだと思っております。ですから、少なくとも東北のくしの歯構造に、そこまでいきませんが、それにやや準ずるような、1つだけは被災地になりそうなところに山のすそ野のところに高速道路をぜひつくってもらいたい。これが我々の切なる願いであります。

その次は資料4で言うと救助のところになりますが、我々は2つの形、南海トラフの巨大地震と従来の3連動。この3連動というのは歴史的に一番大きかった宝永地震ぐらいを想定しているのですが、それでどういうふうになるかということ徹底的に、それこそ個々の家までシミュレーションしました。その結果、時間さえあれば実は逃げられる。したがって、和歌山市などは全部そういう関係はないのですが、ちゃんとしておればいい。だけれども、和歌山でも串本とか勝浦とか南のほうがあります。ああいうところは南海トラフのものすごく近いものですから、地震がどんと発生した途端に津波が来てしまう。そうすると高台がついそこにあるのだけれども、そこまでたどり着かないうちに死んでしまうというのがあります。そうすると、そういうところをシミュレートして、そこだけは助ける。つまり地域の改造をしておかないと助からないわけです。その地域の改造を実は数日後ぐらいに、1週間後ぐらいかな、全部シミュレートできたので発表します。発表するのが、3連動だと対策すれば何とかかなというぐらいのところまで今、来ています。

この赤と青は、もっと詳細にやってあるのですが、赤のところは本当に逃げ切れないところ。1枚目は巨大地震の逃げ切れないところ。青のところは浸水はするのだけれども、逃げ切れるところ。うまくやればですね。

2ページ目は、3連動でもこのぐらいのところが出てまいります。その結果、例えば白いところで堤防を高くしておけば、完全には防げないけれども、時間稼ぎができる。そうすると逃げ切れないところが少なくなる。だけれども、逃げ切れないところはちょっと残ります。ちょっと残ったところに実は私どもは手厚い調整をお願いしたい。大変な田舎の地域ですから、例えば高いマンションを建てておけば必ず助かるのですけれども、そういうお金がないときに何らかの多目的な措置で建物を高くする。あるいは集団移転をする。そういうことができますればいいのですが、被災地で既に被害があったところに対する措置は手厚いのだけれども、必ず死にそうなところというのは必ずしも手厚くありません。それができるように、ぜひ本当に死にそうなところだけ助けていただきたい。私たちは切に思っております。

以上です。

○山谷内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

続きまして、静岡県難波副知事、お願いします。

○難波副知事 静岡県です。

お手元に静岡県地震対策というA4縦の資料がございます。

まず、昨日富士山の火山防災の国と3県の合同訓練を開催いただきまして、山谷大臣、西村副大臣、御参加いただきまして本当にありがとうございました。

先ほど対処方針と具体計画の策定の話がありましたが、非常に重要であると思っています。静岡県としては救助、医療活動の受け入れ態勢を定めた静岡県の広域の受援計画というものをつくっております。したがって、今回具体的な対処方針であるとか、そういうものは策定されましたが、それを反映していきたいと思っております。

その際に富士山静岡空港というものがございますので、そこを受援の拠点と位置づけております。逆にそこに集結して、他県に対して支援していく拠点という位置づけもしているところですので、そういった取組についてぜひ御支援をお願いしたいと思います。

お手元の資料で言いますと、まず11ページを見ていただきますと、地震・津波対策アクションプログラム2013というものを策定しております。これはレベル2の場合、10万人を超える犠牲者が出るという想定をしておりますので、その減少のために避難を中心にいるいろやっけていきたいと思っておりますが、10年間で8割犠牲者を減らす。その目標をしっかり立てて、一つ一つアクションプログラムを丁寧にやっているという状況にあります。

ただ、10ページの静岡モデル、左側に書いてありますが、それを見ていただきたいのですが、先ほどの和歌山県と同様、地震が発生して津波が来るまでに非常に時間が短いものですから、避難だけを考えると10万人の犠牲者をなかなか減らすことができないということでもあります。したがって、ここで静岡モデルと言っていますけれども、レベル2に対しても防潮堤をある程度整備をして、減災を図ろうとしております。ただ、沿岸部、たまたまここは沿岸部に砂丘がございますので、それを利用し、自然とも調和した形で堤防をつくっていく。これによって大幅な減災効果を上げていきたいと思っております。

13ページでありますけれども、もう一つは内陸のフロンティアをひらく取組と言っておりますが、新東名等の高速道路が内陸にできましたので、その付近に新たなフロンティアを展開していくということで、そちらにいろいろな機能を移転しております。そちらに移転することによって先ほどの臨海部にある程度土地が空いてまいりますから、そこをまた防災のいろいろな対策を打つことができるということで、そういった両方の取組をしているところでございます。こういった取組をしっかりこれから進めていきたいと思っております。

以上であります。

○山谷内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

続きまして、愛知県の永田副知事、よろしく願いいたします。

○永田副知事 愛知県でございます。

お手元の資料、A3の1枚で御説明させていただきます。愛知県の地域特性でございます。

1にありますように、日本最大のゼロメートル地帯を有するというところでございます。また、2にございますように人口が集中する大都市地域である。3にございますように、も

のづくりを中心とした産業の集積があるということでございます。4にございますように国土軸の結節点ということでございます。日本全体にとっても大変重要な機能が集中しているということでございます。大規模災害発生時にこれらの機能を維持することは、本県のみならず、日本全体にとりましても大変重要な課題であると思っております。

このため、私ども愛知県では名古屋市と共同で国の国土強靱化地域計画策定モデル調査に応募したところ、第1次実施団体として選定をしていただきました。ありがとうございます。地域計画の早期策定にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

私どもで2点御要望させていただきます。

1つは、濃尾平野など広大なゼロメートル地域、これは東京とか大阪と比べて大体3倍ぐらい面積的にございます。堤防が被災することによりまして地震発生直後から浸水が始まり、浸水が長時間にわたることが予想されております。こうした状況にも対応できる救助、救急活動、防災拠点、そして緊急輸送ルート of 具体計画をつくっていただきたいということを強く御要望申し上げたいと思っております。

2点目でございますけれども、国の概算要求におきましては、名古屋市三の丸地区に愛知の現地対策本部の設置に必要な施設の予算要求がなされているということで、ありがたいというふうに思っておりますが、私どもは名古屋市三の丸地区と同様の県営名古屋空港、そして名古屋港も極めて重要な防災拠点となりますので、基幹的な広域防災拠点として国の計画等に位置づけていただいて、その整備を早急に行っていただきたいということでございます。よろしくお願いたします。

以上です。

○山谷内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

続きまして、三重県の渡邊危機管理統括監、よろしくお願いたします。

○渡邊危機管理統括監 三重県でございます。特に資料は用意しておりません。申し訳ございません。

まず私どもがやってまいりましたこと、やっておりますことを少し御説明申し上げますと、平成23年に大震災が起こった直後、私どもとしてはまず津波からいかに逃げるのか、いかに備えるのかということで、ソフトを中心とした避難の行動を促すような取組を一生懸命やってまいりました。その中で例えば避難経路を例えば御自身で見つけていただく、考えていただくということで、マイマッププラン、要するに御自身で地図をつくっていただいて、そのとおりに逃げていただくという取組でありますとか、避難所運営のマニュアルも非常に多大な課題がございましたので、私どもでマニュアルの策定指針をつくりまして、市町に投げかけております。従いまして、今、市町の中でそういう取組を一生懸命やっただけのように一生懸命努力しております。まだまだ不十分ですが、この2年間の取組でこのようなことをしてまいりました。

その後、実は防災の日常化ということ 키워ワードにして、新地震津波対策行動計画をつくりました。これは今日御出席の委員であります河田先生に委員長をお願いして私ども

策定したわけがございますけれども、まさしく日常生活の中に防災を根づかせないと、残念ながらいざというときに動かないということは十分わかっておりますので、いかに防災の予防、発災後、復旧を含めて、このキーワードで全部貫いていこうということで今、対策をしております。これは25カ年ということで29年度までですけれども、これに取り組んでおる中で、実際なかなか財源的に厳しい折り、特に私どもは市町に重点的に支援をさせていただいております。年間約3億円の予算をとりまして、自由に使っていただこうということで、防災に対する取組を一生懸命やらせていただいております。そういう取組とともに非常に私ども大きいなと思っておりますのは、市町、自衛隊を含めた機関の方々と顔の見える関係をいかにつくっていくかというのは非常に重要でございます。自衛隊の方々と本当に頻繁に情報交換をしながら、電話一本で通じるような環境をつくってまいりました。

市町につきましても、例えば直接津波と関係ありませんが、18、19号の台風、全て私ども国土交通省からリエゾンをいただいておりますけれども、私どもから市町にリエゾンを出して市町の中でどういうことが起こっているのか。それから、どういう形の情報提供をすればいいのかということを、今まさしく課題も含めて収集させていただいております。こういうことを積み上げていくことが、いざというときの津波の直ちに役に立つかどうかわかりませんが、非常に顔の見える関係の中でお互いの連携、まさに口だけではなくて、日ごろの行動、防災の日常化と申し上げたのはまさしくその点でございますので、この点を一生懸命やっております。

最後でございますけれども、私どもとしては愛知県さんがおっしゃっていました海拔ゼロメートル。これは私どもとしては伊勢湾台風の苦い思い出を持っておりまして、これはまさしく津波が来たときに本当に大丈夫なのかというのは、非常に住民の方がおびえていらっしゃいます。この部分、非常にまた御検討もいただきながら、今回おまとめいただきます応急活動対策。これも私ども非常に重要な国の指針だと思っておりますので、それに基づいて県と市の取組をやってまいりますので、早急にまた策定をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山谷内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

続きまして、徳島県の豊井政策監、よろしく申し上げます。

○豊井政策監 徳島県でございます。よろしくお願いたします。

A4の資料に基づきまして御説明をしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

また、台風12号、11号関係では、内閣府のほうからはるばると支援のために徳島に御来県いただきまして、まことにありがとうございます。心から御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、資料に基づきまして御説明を申し上げます。徳島県でも南海トラフ巨大地震によりまして、約3万人を超えます甚大な被害を想定しているところでございます。そこ

で本県におきましては津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域、いわゆる医療ゾーンを本年3月に全国に先駆けて指定を行うなど、震災時の死者ゼロを目指す、官民をあげた地震・津波対策を展開しているところでございます。

また、3月には南海トラフ地震対策特別措置法に基づきます津波避難対策特別強化区域に国のほうから指定をいただきまして、まことにありがとうございます。

本県の主な取組の紹介と御要望につきまして、3点御説明をしたいと思います。

まず1点目は、後方支援についてでございます。本県は沿岸部に多くの機能が集中し、津波による壊滅的な被害が想定されるため、内陸部における後方支援拠点の整備が求められるところでございます。現在、県におきましては県西部の地図の美馬市という内陸部にございますが、そこに西部健康防災公園約50ヘクタールの整備を進めているところでございます。また、現在新築中の阿波市役所の新庁舎も広報拠点として位置づけられると考えておるところでございます。こうした拠点を今回策定する具体計画におきまして、活動拠点や広域物資輸送拠点に位置づけていただきまして、発災時には自衛隊や消防初め、全国からの支援をぜひお願いをしたいと考えているところでございます。

2点目は、物資等の救援についてでございます。去る9月5日に本県はアマゾンジャパンと災害時協定を提携したところであります。これは通販大手であるアマゾンの「ほしいものリスト」を活用いたしまして、全国の支援者から避難所が必要とするきめ細やかな物資をミスマッチなく供給することを目指すものであります。具体的には協定に基づき事前に避難所ごとにアカウントを設定しておくことで、発災後、速やかに物資を供給できる体制を整えていくこととしているところでございます。

今後、県におきましてもこうした民間の力の活用といった点も含めまして、具体的な計画の中にぜひ入れていただければと願うところでございます。

最後になりますが、災害対策の標準化を図るための災害時の情報共有についてであります。

現在、徳島県では独自に災害時情報共有システムを構築し、県、市町村、ライフライン事業者、医療機関の間で情報共有を行っているところでございます。しかし、南海トラフ巨大地震の場合には、自衛隊や消防などの防災関係機関や医療関係者などが全国各地から大勢、救援に来ていただくことから、効率的な部隊展開には現地の被災状況、避難所の状況などの情報を災害状況の認識の統一化を図るといった観点から、広域の関係者で共有できるシステムが必要であると考えております。ぜひ全国規模の統一した情報共有基盤の整備をいただければと願うものでございます。

徳島県からは以上でございます。

○山谷内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

続きまして、愛媛県の上甲副知事、よろしく願いいたします。

○上甲副知事 愛媛県です。

愛媛県でも国の被害想定調査の見直しを受けまして、県独自の被害想定調査を実施した

ところ、津波避難対策特別強化地域に指定された宇和海沿岸地域だけではなくて、瀬戸内海沿岸地域でも津波被害が発生する。被害が死者約1万6,000人、全壊建物約24万4,000棟という甚大な被害が想定されています。

今後、国が策定される応急対策活動に関する計画においては人的・物的資源の集中的かつ迅速な投入に関して、2点要望したいと思います。

まず第1点は、広域防災拠点についてでありますけれども、本県では3月に県内外からの人的・物的支援を受け入れるための拠点を選定しまして、受入態勢の整備を進めているところですが、県だけでは限界がありまして、国による全国的な対応をしてもらいたいと思います。

旧活動計画では、本県への応援部隊の派遣規模は最大で自衛隊の400人のみとなっておりますけれども、甚大な被害が想定されますので、今回の計画では自衛隊もとより警察や消防の部隊を含む応援部隊の派遣のほか、物的支援についても配慮いただきたいと思います。

2点目は医療活動に関してですけれども、県のほうでは災害拠点病院の耐震化や医療機器の整備を進めるとともに、DMATの運用を平成21年7月から開始しまして、本年9月末現在、8病院22チームを配備しているところですが、広域で大量の負傷者が発生した場合には既存の医療資源では絶対的に不足する事態が生じるということで、旧活動計画では本県は被災しないものとして扱っておりますけれども、今回の計画においては被害想定に応じたDMATの派遣や広域医療搬送を検討していただきたいと思いますと考えております。

以上、2点御要望ですが、よろしくお願いたします。

○山谷内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

続きまして、大分県原田危機管理監からよろしくお願いたします。

○原田危機管理監 ありがとうございます。

大分県におきましても、県独自の想定では2万人以上の方が亡くなるという結論が出ております。ただ、これを限りなく少なくしようということで、防災士を5,000人近く養成いたしまして、自主防災組織を活性化させ、その自主防災組織による訓練、避難計画の策定等を進めているところでございます。出来得ることから最大限に進めていきたいと考えております。

私どものお願いは2点でございます。先ほど大臣から九州地方に現地対策本部を設置いただくというありがたいお言葉をいただきましたけれども、九州地方を見ますと国の出先機関は熊本県だとか福岡にございます。しかし、被災状況や被災地の情報、それに要望などをリアルタイムでとるためには、甚大な被害が予想されております。大分県だとか宮崎県のほうにぜひ設置いただくようお願いをしたいということが1点でございます。

それから、本県におきましても大分スポーツ運動公園という大きな運動公園がございまして、ここに現在、大分県の広域防災拠点をつくるということで自衛隊、消防、警察等の関係機関が集まりまして、どのような形で計画をつくったらいいか。または受援計画をどのようにつくったらよいかということは今、検討しております。ぜひ今後とも応援や支

援を受け入れる体制をしっかりとつくってまいりたいと思っておりますので、ぜひ御支援をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山谷内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

いただきました御意見、課題につきましては、内閣府として大規模地震・津波災害応急対策対処方針及び南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画を、年度内のできるだけ早い時期に策定する予定でございます。引き続き各県の皆様には御協力よろしくお願いいたします。

続きまして、村野委員から資料を配付していただいております。御説明ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○村野委員 資料6をごらんになっていただきたいと思います。これは今回、発災しました広島県の土砂災害に対して、日本財団と一緒に広島土砂災害被災者サポート実行委員会というものをつくりまして、被災された方々の支援を行ったという内容になります。以前、この会議の席で東日本大震災の宮城県の443カ所の避難所を回ってアセスメントをしたという報告書をお伝えしたと思うのですが、そのような状況を広島県でも展開をさせていただきました。

私たちがお救いしたいと思っているのは高齢者、障害者、子供、持病のある方等、マイノリティ、スペシャルニーズを抱えていらっしゃる方々に対して丁寧にアセスメントをする。そして、その支援をするNPOにつないだり専門家につないだりということがやってきた内容でございます。

資料の中身は見ていただければわかると思うのですが、一番大切なことは、先ほどから各県からも報告がありましたように、こちら内閣府から示された資料の中にも応急対策のところだからかもしれませんが、DMATというような医療活動に関してはものすごく仕組みとして取組がなされているのですが、結局、そのときの状態を確認できても、その後の生活を支える福祉版DMATみたいな仕組みというものがまだまだできていないということがあって、東北の東日本大震災でも関連死として復興庁から3月31日付で出されている死者数が3,089名と伺っております。広島の場合も、その後の活動を支えていく、被災者を支えていくような仕組みがない中で、今回は安佐北区のほうが物すごく外部からの支援者を受け入れる体制を体制がスムーズにいきましたので、その安佐北区の地元の方々と一緒に被災者の方々の支援をずっと展開していった。安佐北区のほうでは約700件近くの自宅訪問をして、スペシャルニーズの方が139件とつなぐことができっております。ただ、樹園するということに関しては安佐南区のほうで少し遅れていまして、外部から入っていくメンバーがなかなか受け入れができないということがありまして、支援活動がなかなか展開できなかったということがあります。

今回この資料を提出した中で、私から2点、先ほど言いましたように福祉版のDMATみたいな仕組みというものをつくり、全国の社会福祉士、介護福祉士、保健師とか地域包括支

援センター等がつながって、その後、生活を支える仕組みを早くつくらないと関連死者は減らないと思っているということと、もう一つは、外から来る人たちをきちんと地元のそのような専門職の方々が受け入れて、一緒になって支援をするという対策をどんどん進めていかないと、そこにいらっしゃる決定権を持っている人たちの意向によって、片方ではすごくスムーズな支援が行き届き、片方ではそれを受けられない。結局そういうときには、その場にお住まいになっている被災された方々に全部しわ寄せが行ってしまうという現実があることを御認識いただいて、その辺のところも考慮していただきたいということで、私の報告は終わりたいと思います。

○山谷内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

それでは、事務局から説明のあった事項や皆様から御発言いただいた内容について、出席の皆様から御意見を。

○河田委員 時間がないので手っとり早く言いますが、今日非公表資料で大規模地震・津波災害応急対策対処方針というものが出ているのですが、これを読ませていただくと、この前の東日本大震災の反省が全く入っていない。なぜかといいますと、当時、緊急対策本部が設置されて、宮城県には2人、政務官と副大臣が入ったのですが、全く機能しませんでした。なぜかといいますと、財源も権限も何も持たずに現地対策本部に入ってしまったのです。それで知事が主催される県の対策本部会議に入られたのですが、そこで意思決定できなかったのです。結果的にはどうなったかという、意思決定が長引いただけなのです。もともと事務職が入っていれば、そこでは霞ヶ関まで行かないと決定できないとわかっていますので、でも副大臣と政務官が来たら、そういうことができるのではないかとみんな思うのです。その分遅くなったのです。

もう一つは、内閣官房も内閣府も地方に一切の足がないのです。ですからネットワークができない。官邸にしかない。ですから、何か起こったときに現地対策本部をつくると言ったって、先ほど三重県のお話がありましたが、日ごろの付き合いのないところは全部失敗するのです。ですから法律がそうなっているからといってうまく機能するわけではないということをお承知おきいただきたいと思います。

○山谷内閣府特命担当大臣（防災） 野口委員、どうぞ。

○野口委員 私は国と地方自治体の役割分担について意見を述べさせていただきます。

地方自治体の計画を伺いまして、問題になっていることがたくさんあって、それをいかにクリアしていこうかというふうに頑張っていられっしゃる姿が見えました。

一方、国のほうもいろいろなことが起きていて、土砂災害、火山対応ということでとにかく対応をやっていただいたのはよくわかるのですが、地方自治体は目の前にある問題を解決しなければいけないので、まだ見えていない問題を、問題を掘り起こしてシステムをつくるのは国の仕組みだと思います。

例えば今、問題になっていますエボラのようなパンデミック下において地震が発生したらどうするかとか、例えば刑務所のような特殊施設に対する防災をどうするかとか、なか

なか各自治体ごとにあってもわからないものを国として問題として早く拾い上げて、それに対して検討策をやってシステムを地方自治体に落としていくという仕組みがないといけないのではないかと思います。

大規模地震が来て、停電下において集中豪雨とか台風が来たらどうするかとか、こういういろいろな問題というものはまだまだたくさん残っておりまして、どうしても発生した事象に対して注意が向いていく状況はよくわかりますけれども、国としては今後、悔いを残さないためにも、考えられる問題点はなるべく早くピックアップして対応を考えていく仕組みをつくるべきだと思います。よろしくをお願いします。

○山谷内閣府特命担当大臣（防災） 岸谷委員、どうぞ。

○岸谷委員 手短かに発言したいと思います。

知事さん方から先ほど来、御説明がございましたけれども、我々消防団といたしましても、地域防災力の中核として全力でお役に立てるよう努めてまいりたいと思っております。

申し上げたいことは、昨年成立いたしました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨をできるだけ広く各界の皆さん方に知っていただき、多くの方々の御理解と御協力を得るために、先般8月29日に消防団を中核とした地域防災力充実強化大会というものをしたわけでありまして、この大会には安倍内閣総理大臣にも御出席を賜りまして、消防団の支援に全力で取り組むという力強い御挨拶をいただきました。私どもはこの言葉に大いに感謝をいたしております。

このような機会にこそ、地域防災力の中核となるふさわしい消防団の充実、改善を進めていかなければならないという決意がございますので、引き続き今後とも頑張ってまいります。

以上でございます。

○山谷内閣府特命担当大臣（防災） 大原委員、どうぞ。

○大原委員 非公表資料の応急対策対処方針について、意見を述べさせていただきます。

第3部に分野別活動方針というものがあまして、1、被害情報等の取り扱いと書いてありますが、私は被害情報を集めるだけではなくて、情報を発信するというのも大きな柱としてぜひ扱っていただきたいと考えております。

この際、3つ重要だと思っている点がありまして、1点目は先ほど国と地方の役割分担の話がありましたが、国として何を発信するのか、地方として何を発信するのかという役割分担について、あらかじめ考えておく必要があると思います。

また、2点目ですが、東日本大震災の経験も踏まえまして、海外に対しても何を発信するのか、発信する必要があるのかということも非常に重要な論点だと思います。

第3点目ですが、東日本大震災のときもデマが発生して、私自身も携帯電話にメールが来て当惑したりしましたが、大災害の場合にはデマが想定されますので、そういったときに一体誰が情報発信をして、誰がデマの拡散を食い止めたり訂正したりするのかということも必要になってきます。

これらの情報については事前に状況をシミュレーションして、誰が何を発信するのかというあらかじめ計画を立てておく必要があると思いますので、ぜひ大きな柱として御検討いただけたらと思います。

以上です。

○山谷内閣府特命担当大臣（防災）　ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間でございますので、議事を終了したいと思いますけれども、本日いただきました御意見、課題はしっかりと次回以降にまたつなげていきたいと思っております。

防災対策体制の強化については国会審議も本当に繰り返し皆さん、熱意を持ってやってくださっておりますので、防災の主流化、被害の最小化ということは共通認識になっていきます。

先月、私は国連のほうで防災関係の大使たちとも意見交換をしまして、来年3月には仙台で国連防災世界会議がある。世界のトップリーダーになってくれというような熱い期待が世界中から寄せられているわけございまして、今日の会議についても総理に事前に御説明いたしまして、しっかりやりましょうということでもありますので、頑張っていきたいと思っております。

本日、配付した資料のうち一部については非公表とさせていただいておりますので、恐縮でございますが、取り扱いには御注意いただきたいと思います。

また、本日の会議の内容につきましては、この後の会見において事務方から記者に説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

ありがとうございました。